

青森県報

第千百八号

令和八年
八月二十四日
(月曜日)

目 次

規 則

○青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則……………(総務文書課) ……一

○青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……一

告 示

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……三

○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……三

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……四

公 安 委 員 会

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通規制課) ……四

規 則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十号

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部を改正する規則

青森県通信印刷管理費経理事務管理規則(昭和六十一年四月青森県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の表電話料の項からファクシミリ料の項まで及び第四条第一項中「東日本電信電話株式会社」を「NTT東日本株式会社」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十一号

青森県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

青森県クリーニング業法施行細則(昭和四十五年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第九号様式を次のように改める。

第 9 号 様 式 (第 4 条 関 係)

ク リ ー ニ ン グ 師 試 験 受 験 願 書

青森県収入証紙
貼付

※受験番号	第	号
-------	---	---

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日生

性 別

個人番号 別紙のとおり

写 真

裏面に撮影年月日
及び氏名を記載す
ること。

撮影年月日
年 月 日

ク リ ー ニ ン グ 師 試 験 を 受 け た い の で 、 関 係 書 類 を 添 え て 出 願 し ま す 。

添 付 書 類 1 学 校 教 育 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 2 6 号) 第 5 7 条 に 規 定 す る 者 又 は ク リ ー

ニ ン グ 業 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (昭 和 3 0 年 法 律 第 1 5 4 号) 附 則 第 5 項
に 規 定 す る 者 で あ る こ と を 証 す る 書 類

2 履 歴 書

注 1 ※印欄は、記載しないこと。

2 写 真 (出 願 前 6 月 以 内 に 脱 帽 し て 正 面 か ら 撮 影 し た 縦 4 . 5 セ ン チ メ ー ト
ル 横 3 . 5 セ ン チ メ ー ト ル の も の で 、 そ の 裏 面 に 撮 影 年 月 日 及 び 氏 名 を 記 載
し た も の) は 、 貼 付 す る こ と 。

3 用 紙 の 大 き さ は 、 日 本 産 業 規 格 A 4 縦 長 と す る 。

別紙

持出禁止

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※受験番号

氏 名

注 1 ※印は、記載しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

第十号様式中「年 月 日生」を 性 別 個人番号
に
改める。

「本 籍 所 氏 名
第十一号様式中
を

「住 所 氏 名 年 月 日生」

氏 名 年 月 日生に改める。
性 別 個人番号

第十二号様式中「年 月 日生」を 性 別 個人番号
に改める。

第十二号様式中「年 月 日生」を 性 別 個人番号
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年八月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定居宅サービス事業者		居宅サービスの種類		居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
名称又は 氏名	主たる事務所の所在地又は住所	訪問看護	訪問介護	名称	所在地	
ケアパート ナー株式会社	東京都港区港南 二丁目一六の二 品川イーストウ ンタワー二階	訪問看護	訪問介護	ソエルガ デン弘前訪 問看護	弘前市大字松森 町三八の三	令和 八・九・一
ケアパート ナー株式会社	東京都港区港南 二丁目一六の二 品川イーストウ ンタワー二階	訪問看護	訪問介護	ソエルガ デン弘前訪 問看護	弘前市大字松森 町三八の三	〃

青森県告示第四百五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の十第一号の規定により公示する。

令和八年八月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービスの種類		介護予防サービス事業を行う事業所		指定年月日
名称又は 氏名	主たる事務所の所在地又は住所	訪問看護	訪問介護	名称	所在地	
ケアパート ナー株式会社	東京都港区港南 二丁目一六の二 品川イーストウ ンタワー二階	訪問看護	訪問介護	ソエルガ デン弘前訪 問看護	弘前市大字松森 町三八の三	令和 八・九・一

青森県告示第四百五十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

令和八年八月二十四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

第一号の表中

金沢支店	青森市金沢四丁目	を
金沢支店	青森市大字大野	に、
第二問屋町支店	青森市第二問屋町三丁目	を
第二問屋町支店	青森市問屋町二丁目	に改める。

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月二十四日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第七号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第二（第十一條の二関係）		別表第二（第十一條の二関係）	
路線名	区間	路線名	区間
〔略〕		〔同上〕	
一般国道二百七十九号	青森県上北郡横浜町字太郎須田二番地一から青森県上北郡東北町字湯田平百十二番地一まで	一般国道二百七十九号	青森県上北郡横浜町字吹越五十四番地四から青森県上北郡東北町字湯田平百十二番地一まで
〔略〕		〔同上〕	
一般国道三百三十八号	青森県むつ市大平町三十六番一号まで	一般国道三百三十八号	青森県むつ市大平町三十六番一号まで
〔略〕		〔同上〕	
一般国道三百三十八号	青森県むつ市中央二丁目二十八番七号から青森県むつ市大字田名部字前田五番地一まで	一般国道三百三十八号	青森県むつ市大平町三十六番一号まで
〔略〕		〔同上〕	
県道赤川下北停車場線	青森県むつ市大曲三丁目三百十三番地から青森県むつ市下北町五番一号まで	県道赤川下北停車場線	青森県むつ市大曲三丁目三百十三番地から青森県むつ市下北町五番一号まで
〔略〕		〔同上〕	
陸奥横	青森県上北郡横浜町字太郎須田二番地一から	〔号を加える〕	

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
定価小口一枚二付二十四円九十五銭	毎週月・水・金曜日発行